

第3回下川町総合計画審議会(福祉・教育部会)会議録

と き 令和元年10月31日

18:40～20:30

ところ 総合福祉センター「ハピネス」

〈あけぼの園所管施策〉

出席者(委員): 丸井義嗣部会長、筒渕忠雄委員、濁沼英正委員、加藤しのぶ委員、
伊藤友美委員、遠藤裕美委員

出席者(町) : 齋藤英夫園長、平間明主幹、高橋博文主幹、小松光枝主幹

▽施策項目「高齢者支援」

町 : 内容説明

委員 : ふれあい広場について、来年度はどういう方向で考えているのか。

町 : 11月に社会福祉協議会などと実行委員会を開催していきたい。観光協会や山
びこ学園など、色々な団体と協議もしているが、小規模な福祉祭りを社会福
祉協議会中心に進めていくことを検討している。

委員 : あけぼの園の入所者は満員なのか。

町 : 現在54名入所している。56名が定員だが、職員のシフト上、制限している
状況である。

委員 : 今後54名を確保していく予定なのか。さらに減らしていく可能性はあるの
か。また、職員があと何人必要ですか？

町 : 職員が極端に減ったら見直しが必要である。24時間職員が必要で、何人少な
いとは言い難いが2名は少ない状況である。

委員 : 職員で辞める人は臨時職員が多いのか。

町 : 臨時職員が特に多いとは限らない。フルタイム、臨時職員などでの勤務体制
を考えると人材確保が必要である。

委員 : 専門学生は来ないのか。

町 : 以前は実習に来ていましたが、現状では難しい。また雇用に結びつかない
のが現状である。受け入れ可能な学校に働きかけはしている。

委員 : 今後も学校に働きかけ続けて人材確保に繋げて欲しいと思う。

委員 : 施策に関しては、高齢者の生活が維持出来るよう頑張っていたきたい。ふれあい広場においては、あけぼの園も実行委員会に入って協議して欲しい。また、人材確保が一番大事なので、確保出来るようお願いしたい。

〈山びこ学園所管施策〉

出席者（委員）：丸井義嗣部会長、筒渕忠雄委員、濁沼英正委員、加藤しのぶ委員、伊藤友美委員、遠藤裕美委員

出席者（町）：中澤利紀園長、日下伸二主幹、森笠明子主幹、幅理恵主査、浅水直樹主査、藤根喜幸主事

▽施策項目「障害者支援」

町 : 内容説明

委員 : 「制度改正や報酬単価の見直し」とは、収入が少なくなるということか。

町 : 今までは請求出来た報酬が講習修了者の配置などの要件が設けられてハードルが高くなってきた。

町 : 3年に一度報酬改定があるが、年々単価が下がっている。

委員 : 職員のスキルアップが求められるということか。

町 : 間違いなく求められていることだが、講習を受けたくても費用がかかる。施設がサービスを提供するためには、講習を受けた職員が対応し、それに伴った報酬を受けるということになる。

委員 : 虐待などの問題があるからか。

町 : そのとおりで虐待防止や権利擁護などきちんとした身構えをして職員は支援していかなければならない。スキルアップを目指して必要な講習を受けさせていただいて知識や技術を持って対応している。

委員 : 施設の移転について、具体的な構想はあるのか。

町 : 具体的なものはないが、施設の老朽化、利用者さんの重度化・高齢化が進んでいる状況。市街地であれば病院も近くなり、買い物もしやすくなる。新築でなくても既存の建物の活用も視野に、将来的には移転をという構想である。

山びこ学園だけでは決められず、利用者のご家族や町民のご理解も必要。市街地で生活出来るようになれば、利用者にとっても環境も良くなり社会経験も出来るという将来のビジョンとしての打ち出しである。

委員 : 「ういる」入居者は開設当初からの方か。自立は難しい状況か。世話人の資格と業務内容について教えて欲しい。

町 : 開設からの入居がほとんどで、自立された方はいない。意欲をもって町内外の事業所へ通っている。世話人の資格は必要ではなく、食事の提供や建物の管理などである。

委員 : 入所の方が安全・安心な生活をできるように運営して欲しい。利用者が楽しく生活できるような環境を作れるよう取り組んで欲しい。

〈保健福祉課所管施策〉

出席者（委員）：丸井義嗣部会長、筒渕忠雄委員、濁沼英正委員、加藤しのぶ委員、伊藤友美委員、遠藤裕美委員

出席者（町）：寺西健二主幹、佐々木美穂子主幹、古屋いづみ主幹、白石一恵主査、大原尚美主査、塚部哲也主査、蓑島美奈子主査、神野みゆき主査、山中岳男主査

▽施策項目「地域保健福祉」

町 : 内容説明

委員 : 「福祉・医療環境コーディネート事業」で、30年度決算額が29年度より少ない理由は何か。

町 : 29年度は、各施設の人材確保のための予算を保健福祉課でみていたが、30年度は各施設に振り分けて予算をみている。

委員 : 「福祉・医療環境コーディネート事業」と「包括的支援事業」の違いは何か。

町 : 「福祉・医療環境コーディネート事業」は福祉・医療人材を確保するための取組。「包括的支援事業」は、介護予防の在宅高齢者に対する支援で、ケアマネと病院、あけぼの園、社協と情報共有を図りながら行っている事業である。

委員 : 決算額の内訳は何か。

- 町 : 臨時職員の人件費などである。
- 委員 : 支援コーディネーターは臨時職員か。
- 町 : 支援コーディネーターは、社協に委託して行っている事業で、社協で雇用されている。臨時職員の人件費は、役場で雇用している分である。
- 委員 : 「福祉・医療環境コーディネート事業」で募集しているのは、支援コーディネーターか。
- 町 : 支援コーディネーターの募集ではなく、町で雇用する看護師や介護職等の専門職の人材確保を町外に出向いて行っている。
- 委員 : 今日、新聞に出ていたが、介護支援事業所をチェックするのは保健福祉課か。
- 町 : 居宅介護支援事業所を監査する権限は、町にある。
- 委員 : 問題はないか。
- 町 : 確認中である。

▽施策項目「健康づくり・医療」

- 町 : 内容説明
- 委員 : 「後期高齢者医療制度」の決算額の内訳は何か。
- 町 : 北海道広域連合で運営を行っているが、町では保険証発行等の事務処理や、保険料を賦課徴収し、広域連合に納付している。保険料や保険給付費の負担分を予算で組んでいる。
- 委員 : 自己負担分以外を町で負担しているのか。
- 町 : 町で1/4を負担し、道で3/4を負担している。

▽施策項目「子育て支援」

- 町 : 内容説明
- 委員 : 2点質問がある。1点目は、実施内容の「地域間交流」は、名寄のプラネタリウムや、剣淵に行くことか。2点目は、こども園になるときに頂いた冊子の中で、入所できる条件で、保育の必要が認められる場合が一覧表になった頁に、在園している子の下に子が生まれた場合、預かってもらえるとあるが、何か条件はあるか。
- 町 : 「地域間交流」は、ヨックルに宿泊されている町外の方と交流をしている。育

児休業取得時に、既に保育を利用している場合、育児休業を理由には預かれないが、定員に余裕がある場合は、在園している子を引き続き在園させることは可能としている。

委員 : 例えば、育児休業期間中は退園し、復職するときに3歳未満児の定員が一杯の場合でも入園出来るか。

町 : 育児休業が終わり、就労することで保育に欠けるため入園出来る。一時的に定員を超えても預かることは可能である。その方の状況と、定員状況をふまえて判断することになる。

委員 : 3歳未満児が増えることを想定した対策は考えているか。

町 : 3歳未満児の定員は従前20人だが、10月1日から25人に変更している。

委員 : 保育士の人数はそのままで、定員を増やせるのか。

町 : 定員は、施設基準と保育士の配置基準で判断されている。施設基準は、年齢ごとに1人当たりの平米数が定められており、部屋の大きさを判断する。保育士の配置基準は、例えば、5歳児であれば子ども30人につき保育士1人と定められている。地域の特性にあわせた定員を設定している。保護者の就労が多様化していることもあり3歳未満児の入園の相談が寄せられていることから、保育士が充足しているわけではないが、今年度4月以降2名の保育士を確保できたこともあり、定員を変更した。

委員 : 4月採用の保育士1名が、今日付けで退職だが大丈夫か。また、現在保育士は何人いるのか。

町 : 現状の人数で対応する。臨時・非常勤職員を含めて、明日から14人で対応する。今後も保育士の確保に努める。

委員 : 辞める要因は何か。

町 : 個人情報関係で、回答は控えさせていただく。

委員 : 現在、3歳未満児は何人か。

町 : 25人には達していない。

委員 : 施策の成果に対し評価する。今後の施策の策定にあたっては、委員からの意見を反映し、町民が安心・安全で暮らすためには、施設に人材が必要であるため、人材の確保に努めていただきたい。